

二 氏名又は名称及び住所並びに法人につて
は、その代表者の氏名
三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所
在地

執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
四 小売供給の相手方の当該小売供給に係るが

全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該ガス小売事業の全部を承継した法人は、ガス小売事業者の地位を承継するただし、当該ガス小売事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該ガス小売事業者の地位を承継する

ガス小売事業者の登録をい。（経済産業省令への委任 第二節 第十二条 第三条から前条まで、ガス小売事業者の登録は、経済産業省令で定め

消しなければならぬ
でに定めるもののは
録に關し必要な事項

四 口 経済産業省令で定める導管にあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別
の数
その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力
他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項

五 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項

六 事業開始の予定年月日

七 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、ガス小売事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

一 第一条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅延なく、その旨を申請者に通知しない。

一 登録の拒否

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその

スの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。
(変更登録等)

第七条 ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとするガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第四条第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四条第二項の申請書を出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を出した者が次の各号」(第二号を除く。)と読み替えるものとする。

4 ガス小売事業者は、第四条第一項各号(第三号から第五号までを除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち(五条第一項第一号に掲げる事項をガス小売事業者のに限る。)があつたときは、ガス小売事業者の登録簿に登録しなければならない。

(承継)

第八条 ガス小売事業の全部の譲渡しがあり、又はガス小売事業者について相続、合併若しくは分割(当該ガス小売事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、ガス小売事業の

ガス小売事業の全部を承継した法人が第六条等の規定による登録の取消しをしたときは、当該第六条等の規定による登録の抹消するときは、この限りでない。

前項の規定によりガス小売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第九条 ガス小売事業者は、その事業を休止し又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

ガス小売事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

ガス小売事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に對し、その旨を周知させなければならない。

(登録の取消し)

第十条 経済産業大臣は、ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められたとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第六条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(供給能力の確保)

第十三条 ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

経済産業大臣は、ガス小売事業者がその小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保していくため、ガスの使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（第六百六条の三を除き、以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、

四 第三十四条の八第一項の規定により認定を受けたとき、又は同条第三項の規定により消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者がガス工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。
(認定の更新)

第六条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者がガス工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

第三十四条の五 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第二 第三十四条の一及び第三十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第三十四条の六 認定を受けた者（以下「認定高度保安実施ガス小売事業者」という。）は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
(承継)

第三十四条の七

第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者が認定高度保安実施ガス小売事業者であるときは、当該ガス小売事業者の地位を承継した者（認定高度保安実施ガス小売事業者に限る）は、認定高度保安実施ガス小売事業者の地位を承継する。ただし、当該ガス小売事業者の地位を承継した者が第三十四条の四第一項第二号、第三号又は第五号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(認定の取消し等)

第三十四条の八

経済産業大臣は、認定高度保安実施ガス小売事業者による災害を発生させたとき。

二 自らが維持し、及び運用するガス工作物に関するその責めに帰すべき事由により、ガスによる災害の発生のおそれのある事故を発生させたとき。

三 第二十二条第二項の規定によりガス工作物の使用の一時停止の命令若しくは使用の制限

の処分を受けたとき、又は同条第三項の規定による命令若しくは処分を受けたとき。

四 第三十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

五 第三十四条の四第一項第三号又は第五号に該当するに至ったとき。

六 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

第七条第一項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該登録の取消しに係るガス小売事業者に係る認定は、その効力を失う。

第三十四条の九 認定高度保安実施ガス小売事業者は、保安規程を定め、又は変更したときは、保安規程に係る特例

第三十四条の十 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第二十五条第一項及び第二項の規定にかかる規則による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該保安規程を保存し、経済産業大臣から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。
(ガス主任技術者に係る特例)

第三十四条の十一 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十二条第一項に規定する設置又は変更の工事（公害の防止上重要なものとして経済産業省令で定めるものを除く。）をしようとするときは、同項の規定にかかるはず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十四条の十二 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十二条第一項に規定する設置又は変更の工事に係るガス工作物の申請が次の各号に適合していると認めるとき

一 その供給区域における需要に適合すること。

二 その一般ガス導管事業のガス工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。

第三十四条の十三 認定高度保安実施ガス小売事業者は、第三十四条の自主検査については、同条の規定にかかるらず、これを定期に行うことを要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを保存しなければならない。
(定期自主検査の特例)

第三十五条 一般ガス導管事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
(事業の許可)

第三十六条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給区域
一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別

の数

四 供給区域
一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 第三十六条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別

の数

五 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 第三十九条一般ガス導管事業者は、三年以内において経済産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間）内に、その事業を開始しなければならない。

第六条第一項の規定にかかるらず、その使用の開始前に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査を受けることを要しない。この場合においては、当該工事について、経済産業省令で定めるところにより、

めることにより、自主検査を行つた後でなければ、当該ガス工作物を使用してはならない。供給区域の全部又は一部においてガス工作物が著しく過剰とならないこと。

四 その一般ガス導管事業の計画の実施が確実であること。

五 その他その一般ガス導管事業の開始が公益を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これを行わなければならぬ。

六 上必要であり、かつ、適切であること。

五 その一般ガス導管事業の計画の実施が確実であること。

六 上必要であり、かつ、適切であること。

4	一般ガス導管事業者は、その事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
5	第四十条 一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。
2	第三十七条及び前条の規定は、前項の許可(供給区域の変更)によるものに限る。同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るもの(ガス工作物等の変更)を除く。に準用する。
2	一般ガス導管事業者は、第三十八条第一項第五号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。
2	一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更(前項に規定するものを除く。)をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。
3	第一項の規定による届出をした一般ガス導管事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。
4	経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
5	経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができ(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割)。
2	一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割(一般ガス導管事業の全部又は一部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。)は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3	第三十七条の規定は、前二項の認可に準用する。
2	第四十三条 一般ガス導管事業者について相続(承継)あり、又は一般ガス導管事業者に分割(当該一般ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、一般ガス導管事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは分割により当該一般ガス導管事業の全部を承継した法人は、一般ガス導管事業者の地位を承継する。
2	前項の規定により一般ガス導管事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
2	(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)第四十四条 一般ガス導管事業者は、経済産業大臣の許可を受けなければ、一般ガス導管事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
2	一般ガス導管事業者の法人の解散の決議又は総社員の同意は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3	経済産業大臣は、一般ガス導管事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。
3	(事業の許可の取消し等)
2	第四十五条 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が第三十九条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。)内に事業を開始しないときは、第三十五条の許可を取り消すことができる。
2	経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、一般ガス導管事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、第三十五条の許可を取り消すことができる。

3	第三十五条の許可を取り消すことができる。
2	第四十六条 経済産業大臣は、前二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその一般ガス導管事業者に送付しなければならない。
2	前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた者を受けた者を除く。以下この条において同じ。)
3	第四十七条 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域(一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該届出に係る供給地点を含む。次条第一項及び第四十九条第一項において同じ。)における託送供給を拒んではならない。
2	一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。
3	一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者の最終保障供給の業務の方法又は当該一般ガス導管事業者が行う最終保障供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給の相手方(当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。
2	(託送供給約款)
3	第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りで

4	第四十条第二項において準用する第三十九条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。
5	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
5	一般ガス導管事業者は、第二項の規定にかかる料金を引き下げる場合その他のガスの受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款(次項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。
6	一般ガス導管事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款(次項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更するこ

業省令で定めるところにより、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 前項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められており、料金が定率又は定額をもつて明確に定められたこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められており、料金が定率又は定額をもつて明確に定められたこと。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

九 一般ガス導管事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その他の供給条件を変更することができる。

一〇 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出に係る託送供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

一一 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができます。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
二 第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められたこと。

四 一般ガス導管事業者及び第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーティーその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

九 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給約款の認可を受け、第六項若しくは第九項の規定により託送供給約款の変更の届出をし、又は第五十条第二項の規定による託送供給約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公示しなければならない。

(承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

一〇 承認一般ガス導管事業者は、前項第一項ただし書の承認を受けた託送供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

た承認一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないときには、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められたこと。

三 承認一般ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーティーその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

二 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がなきときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないときには、託送供給約款又は料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとするときも、同様とする。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められたこと。

三 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対する最終保障供給約款により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情があるときは、この限りでない。

四 一般ガス導管事業者と当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

五 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認一般ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

(託送供給約款に関する命令及び処分)

六 第五十一条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款(同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第三項ただし書の認可を受けた託送供給約款その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

第七十一条 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(熱量等の測定義務)

令で定めるところにより、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。

2 前項の場合において、一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。
第五十四条 一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（以下「ガス供給事業者」という）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第五十四条の二 一般ガス導管事業者（その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。第八十条の二及び第九十六条第四号において同じ。）を営んではならない。

（特別一般ガス導管事業者の機関）

第五十四条の三 特別一般ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二条に規定する指名委員会等をいう。第八十条の三第二号において同じ。）

（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別

一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下の節において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。）又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者として経済産業省令で定める要件に該当する者として経済産業省令で定める要件に該当する者との間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業の業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対する行為を命ぜることができる。

第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第一百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 特別一般ガス導管事業者は、当該特別一般ガス導管事業者に対する行為をしてはならない。

5 特別一般ガス導管事業者は、当該行為をしてはならない。

第五十四条の六 次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当する者その他の従業者

三 第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その他の従業者

4 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対する行為をしてはならない。

5 特別一般ガス導管事業者は、当該行為をしてはならない。

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第五十四条の八 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関する限り得た情報その他の一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行う特定ガス導管事業の届出)

第五十五条 一般ガス導管事業者は、その供給区域以外の地域において特定ガス導管事業(当該事業の用に供する導管とその一般ガス導管事業の用に供する導管とを接続して行うものに限る。以下この条において同じ。)を営むうどるときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 供給地點

二 特定ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ 経済産業省令で定める導管にあつては、ガスの圧力を増減する場合におけるガスの圧力

ロ ガス発生設備及びガスホールダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

三 事業開始の予定期月日

四 その他経済産業省令で定める事項

前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る供給地點が他の一般ガス導管事業者の供給区域に含まれるときは、その届出が受理されない。

4 経済産業大臣は、前項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することが前項に規定する他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者

の利益を阻害するおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができない。

5 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるとときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合においては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるとき、當該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日以内に、当該審査するため相当の期間を要することができる。(この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 一般ガス導管事業者は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「導管を特定ガス導管事業の用に供してはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更」と読み替えるものとする。

9 一般ガス導管事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 第一項の規定による届出をした者は、その特定ガス導管事業を休止し、又は廃止しようとする

ときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(供給計画)

第五十六条 一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における供給計画を作成し、当該年度の開始前に(一般ガス導管事業者となつた年度にあつては、一般ガス導管事業者となつた後遅滞なく)、経済産業大臣に届け出なければならない。

5 一般ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要する。当該審査が同項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日以内に、当該審査するため相当の期間を要することができる。(この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 一般ガス導管事業者は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「導管を特定ガス導管事業の用に供してはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更をしてはならない」とあるのは、「変更」と読み替えるものとする。

9 一般ガス導管事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 第一項の規定による届出をした者は、その特定ガス導管事業を休止し、又は廃止しようとする

ときは、他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するため必要かつ適切なものであること。

一 その届出をした一般ガス導管事業者のうちガス導管事業者となつた後遅滞なく、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正規の供給計画のうち経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

5 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者がその供給計画を実施していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その供給計画を確實に実施すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないととき、その他一般ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

7 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が第四十七条第三項の規定に違反したときは、一般ガス導管事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

(供給区域の調整等の勧告)

いと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

特定期の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するため必要かつ適切なものであること。

二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不适当に差別的でないこと。

三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

四 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正規の供給計画を実施していないため、ガスの供給に支障を生じていると認めるときは、一般ガス導管事業の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

五 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正規の供給計画を実施していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その供給計画を確實に実施すべきことを勧告することができる。

六 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないととき、その他一般ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとときは、一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

七 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が第四十七条第三項の規定に違反したときは、一般ガス導管事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

八 経済産業大臣は、二以上の一般ガス導管事業者間ににおいて、その供給区域を調整し、又はその事業を一体として経営することが公共の利益の増進を図るために必要であると認めるとときは、一般ガス導管事業者に対し、その旨を勧告することができる。

九 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しない。

第二款 業務

(託送供給義務)
第七十五条 特定ガス導管事業者は、正当な理由がないれば、その供給地点における託送供給を拒んではならない。

(託送供給約款)
第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、經濟産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、經濟産業省令で定めたところにより、經濟産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受けた者の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして經濟産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、經濟産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当ないと認めるとときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にしていること。
二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められておりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーその他設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められること。
四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
六 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

六 特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件

該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に對して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

五 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

六 特定ガス導管事業者は、前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

七 特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

八 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業以外の事業を営む場合には、經濟産業省令で定めるところにより、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。

九 特定ガス導管事業者は、前項の場合において、特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当ないと認めるときは、その届出をしてはならない。

一 託送供給の業務において得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を為をしてはならない。

二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によるおそれがないこと。

四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして經濟産業省令で定める行為をすることがある。

六 特定ガス導管事業者と該承認特定ガス導管事業者が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

令で定める要件に該当するものに限る。以下の「特別特定ガス導管事業者」という。は、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならない。

八十九条の三 特別特定ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会
二 監査役、監査等委員会又は指名委員会等（特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

五 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

六 特定ガス導管事業者は、前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

七 特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

八 特別特定ガス導管事業者は、前項の場合において、特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当すると認められる者として經濟産業省令で定める要件に該当する者をいふ。以下の節において同じ。の取締役等又は従業者を、特別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の整理の結果を公表しなければならない。

九 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務において知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を為をしてはならない。

二 その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 前各号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして經濟産業省令で定める行為をすることがある。

四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして經濟産業省令で定める行為をすることがある。

六 特定ガス導管事業者と該承認特定ガス導管事業者が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第八十条の二 特定ガス導管事業者（その特定ガス導管事業の用に供する導管の總体としての規模が政令で定める規模以上であることその他の政

策議をすることができる）は、ガス小売事業の運営において重要な役割を担う従業者として經濟産業省令で定める要件に該当するものと認めるときは、特定ガス導管事業者（ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として經濟産業省令で定める要件に該当するものと認めるときは、ガス小売事業者）との間で協

と認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの。

経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対する特別特定ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するためには必要な措置をとることを命ずることができるもの。

(特別特定ガス導管事業者の禁止行為等)

第八十条の五 特別特定ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別指定ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百七十一一条第三項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等」という)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く)に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合は、この限りでない。

3 特別特定ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前三項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第八十条の六 次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別特定ガ

ス導管事業者が當む特別特定ガス導管等業務に從事する者を、当該各号に定める従業者として、經濟産業省令で定める場合とし、この限りでない。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として、經濟産業省令で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として、經濟産業省令で定める要件に該当するもの

三 第八十一条の四第一項本文の經濟産業省令で定める要件に該当する者。その經營を實質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の經營管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として、經濟産業省令で定める要件に該当するもの

四 経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の特定關係事業者が前項の規定に違反した場合は、特別特定ガス導管事業者の特定關係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
(特別特定ガス導管事業者の特定關係事業者の禁止行為等)

第五十条の七 特別特定ガス導管事業者の特定關係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 当該特別特定ガス導管事業者に対し、第八条第一項各号に掲げる行為又は第八十条の五第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして經濟産業省令で定める行為をすること。

三 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者の特定關係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

めの体制の整備その他ガス供給事業者間の適正競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 特定ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(供給計画)

第八十一条 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における供給計画を作成し、当該年度の開始前に(特定ガス導管事業者となつた日を含む年度にあつては、特定ガス導管事業者となつた後遅滞なく)、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 特定ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 特定ガス導管事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その供給計画のうち経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、供給計画の変更が公共の利益の増進を図るために必要であると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

5 経済産業大臣は、特定ガス導管事業者がその供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、その供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

(業務改善命令)

第八十二条 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他特定ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するための必要な限度において、その特定ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、そ
の会計を整理しなければならない。

2 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定め
るところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四款 ガス工作物に係る規定の準用

第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者

（認定）

第八十四条の二 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。（準用）

第八十四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十四までの規定は前条の認定を受けた者（第七百七十条の二において「認定高度保安実施特定ガス導管事業者」という。）について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは、「第七十三条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは、「特定ガス導管事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは、「第八十四条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは、「第八十四条の三に規定する認定高度保安実施特定ガス導管事業者」と、同項第三号中「第二十二条第二項」とあるのは、「第八十四条第一項において準用する第六十二条第二項」と、第三十四条の十中「第二十五条第一項」とあるのは、「第八十四条第一項において準用する第六十四条第一項及び第二項」と、第三十四条の十中「第二十四条第一項」とあるのは、「第八十四条第一項において準用する第六十五条第一項」と、第三十四条の十

一及び第三十四条の十二第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十九条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第六十九条第一項」と、第一項において準用する第六十八条第一項」と、同項中「第三十四条第一項」とあるのは「第八十四条第一項において準用する第七十一条」と読み替えるものとする。

第三節 導管の接続に係る努力義務等

第八十五条 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下この条において「ガス導管事業者」という。）は、他のガス導管事業者と相互に協力して、ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るために経済産業省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ガス導管事業者が他のガス導管事業者に対し導管の接続に関する協議を求めたときは、当該他のガス導管事業者は、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならぬ。

3 経済産業大臣は、ガス導管事業者間において、その一方が導管の接続に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が調わなかつた場合で、当該一方のガス導管事業者から申立てがあつたときは、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があると認められる場合を除き、当該他の一方のガス導管事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつた場合において、ガス導管事業者間の導管の接続に関し、当事者が得し、又は負担すべき金額その他の導管の接続に関する取決めの条件について当事者の間の協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百七条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えないなければならない。

6 経済産業大臣は、第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9 第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出

（事業の届出）

第二節 業務

（ガス受託製造約款）

第三節 ガス貯蔵設備の容量等の公表義務

第四節 ガス受託製造事業者の公表義務

第五節 ガス受託製造の目的

第六節 ガス受託製造の役務の提供

第七節 ガス受託製造の業務の実施

第八節 ガス受託製造の業務の実施

第九節 ガス受託製造の業務の実施

第十節 ガス受託製造の業務の実施

第十一節 ガス受託製造の業務の実施

第十二節 ガス受託製造の業務の実施

第十三節 ガス受託製造の業務の実施

第十四節 ガス受託製造の業務の実施

第十五節 ガス受託製造の業務の実施

第十六節 ガス受託製造の業務の実施

第十七節 ガス受託製造の業務の実施

第十八節 ガス受託製造の業務の実施

第十九節 ガス受託製造の業務の実施

第二十節 ガス受託製造の業務の実施

第二十一節 ガス受託製造の業務の実施

第二十二節 ガス受託製造の業務の実施

第二十三節 ガス受託製造の業務の実施

第二十四節 ガス受託製造の業務の実施

第二十五節 ガス受託製造の業務の実施

第二十六節 ガス受託製造の業務の実施

第二十七節 ガス受託製造の業務の実施

第二十八節 ガス受託製造の業務の実施

第二十九節 ガス受託製造の業務の実施

第三十節 ガス受託製造の業務の実施

第三十一節 ガス受託製造の業務の実施

第三十二節 ガス受託製造の業務の実施

第三十三節 ガス受託製造の業務の実施

第三十四節 ガス受託製造の業務の実施

第三十五節 ガス受託製造の業務の実施

第三十六節 ガス受託製造の業務の実施

第三十七節 ガス受託製造の業務の実施

第三十八節 ガス受託製造の業務の実施

第三十九節 ガス受託製造の業務の実施

第四十節 ガス受託製造の業務の実施

第四十一節 ガス受託製造の業務の実施

第四十二節 ガス受託製造の業務の実施

第四十三節 ガス受託製造の業務の実施

第四十四節 ガス受託製造の業務の実施

第四十五節 ガス受託製造の業務の実施

第四十六節 ガス受託製造の業務の実施

第四十七節 ガス受託製造の業務の実施

第四十八節 ガス受託製造の業務の実施

第四十九節 ガス受託製造の業務の実施

第五十節 ガス受託製造の業務の実施

第五十一節 ガス受託製造の業務の実施

第五十二節 ガス受託製造の業務の実施

第五十三節 ガス受託製造の業務の実施

第五十四節 ガス受託製造の業務の実施

第五十五節 ガス受託製造の業務の実施

第五十六節 ガス受託製造の業務の実施

第五十七節 ガス受託製造の業務の実施

第五十八節 ガス受託製造の業務の実施

第五十九節 ガス受託製造の業務の実施

第六十節 ガス受託製造の業務の実施

第六十一節 ガス受託製造の業務の実施

第六十二節 ガス受託製造の業務の実施

第六十三節 ガス受託製造の業務の実施

第六十四節 ガス受託製造の業務の実施

第六十五節 ガス受託製造の業務の実施

第六十六節 ガス受託製造の業務の実施

第六十七節 ガス受託製造の業務の実施

第六十八節 ガス受託製造の業務の実施

第六十九節 ガス受託製造の業務の実施

第七十節 ガス受託製造の業務の実施

第七十一節 ガス受託製造の業務の実施

第七十二節 ガス受託製造の業務の実施

第七十三節 ガス受託製造の業務の実施

第七十四節 ガス受託製造の業務の実施

第七十五節 ガス受託製造の業務の実施

第七十六節 ガス受託製造の業務の実施

第七十七節 ガス受託製造の業務の実施

第七十八節 ガス受託製造の業務の実施

第七十九節 ガス受託製造の業務の実施

第八十節 ガス受託製造の業務の実施

第八十一節 ガス受託製造の業務の実施

第八十二節 ガス受託製造の業務の実施

第八十三節 ガス受託製造の業務の実施

第八十四節 ガス受託製造の業務の実施

第八十五節 ガス受託製造の業務の実施

第八十六節 ガス受託製造の業務の実施

第八十七節 ガス受託製造の業務の実施

第八十八節 ガス受託製造の業務の実施

第八十九節 ガス受託製造の業務の実施

第九十節 ガス受託製造の業務の実施

第九十一節 ガス受託製造の業務の実施

第九十二節 ガス受託製造の業務の実施

第九十三節 ガス受託製造の業務の実施

第九十四節 ガス受託製造の業務の実施

第九十五節 ガス受託製造の業務の実施

第九十六節 ガス受託製造の業務の実施

第九十七節 ガス受託製造の業務の実施

第九十八節 ガス受託製造の業務の実施

第九十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百節 ガス受託製造の業務の実施

第一百一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百二十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百三十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百四十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百五十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百六十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十一節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十二節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十三節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十四節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十五節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十六節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十七節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十八節 ガス受託製造の業務の実施

第一百七十九節 ガス受託製造の業務の実施

第一百八十節 ガス受託製造の業務の実施

</

二 第九十六条第一項の経済産業省令で定める

技術上の基準に適合するものであること。

三百三十三条 前条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項に規定するガス工作物について同項の検査を行つた場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。この場合において、同項の経済産業大臣の登録を受けた者は、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかるわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することができる。
(定期自主検査)

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者
(認定)
ガス製造事業者は、ガス製造事業の用に供するガス工作物であつて、経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第四条の二 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。
(準用)

第四条の三 第三十四条の三から第三十四条の五まで及び第三十四条の八第一項の規定は前条の認定について、第三十四条の六、第三十四条の七及び第三十四条の九から第三十四条の十三までの規定は前条の認定を受けた者(第一百七十七条の二において「認定高度保安実施ガス製造事業者」という)について、それぞれ準用する。

この場合において、第三十四条の四第二項及び第三十四条の七中「第八条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、「ガス小売事業者」とあるのは「ガス製造事業者」と、第三十四条の五第二項中「第三十四条の二」とあるのは「第一百六十六条の二」と、第三十四条の八第一項中「認定高度保安実施ガス小売事業者」とあるのは

「第百四条の三に規定する認定高度保安実施ガス製造事業者」と、同項第三号中「第二十一一条第二項」とあるのは「第九十六条第二項」と、第三十四条の九中「第二十五条第一項及び第二項」とあるのは「第九十八条第一項」と、第三十四条の十一及び第三十四条の十二第一項中

「第三十二条第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、同項中「第三十三条第一項」とあるのは「第一百二条第一項」と、第三十四条の十三中「第三十四条」とあるのは「第一百四条」と読み替えるものとする。

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業
(ガス事業以外のガスの供給等の事業を行う者に対するガス工作物に係る規定の適用)
第二十一条第一項及び第二項、第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十一条並びに第三十五条、第三十三条第二項、第三十一条並びに第三十二条(第六項を除く。)の規定は、政令で定めるところにより、ガス事業以外のガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業(これらの事業について鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)、以下「液化石油ガス法」という)又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第二号)、第百七十五条において「水素等供給等促進法」という)第四章第三節の適用を受ける場合にあつては、これら法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。)を行う者(以下「準用事業者」という。)に関し準用する。この場合において、第三十二条第四項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、同條第五項中「前項各号」とあるのは「前項第一号」と読み替えるものとする。
(事業の開始等の届出)

準用事業者は、その事業を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第六章 ガスの使用制限等
(液化天然ガスの調達の要請)

第一百六十六条の二 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、

場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認められるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができる。
(ガスの使用制限等)

第六条の三 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者(以下この条において「ガス小売事業者等」という。)からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第七章 あつせん及び仲裁
(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第一百七条 ガス事業者及びガス事業者(ガス製造事業者を除く。)に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項において「ガス事業者等」という。)の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結を以て成立するものとす。

あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りではない。

2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同條第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十

一号)第百七条第四項において準用する次条第三項」と、同條第六項中「第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。)」の規定による裁定の申請又は第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りではない。

3 ガス事業者等の間ににおいて、契約等の締結に關し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

4 電気事業法第三十六条第二項から第四項まで

の規定は、前項の仲裁に準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

6 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

7 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

8 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

9 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

10 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

11 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

12 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

13 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

14 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

15 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

16 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

17 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

18 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

19 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

20 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

21 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

22 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

23 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

24 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

25 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

26 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

27 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

28 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

29 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りではない。

2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同條第六項中「第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。)」の規定による裁定の申請又は第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りではない。

3 ガス事業者等の間ににおいて、契約等の締結に關し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

4 電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

6 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

7 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

8 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

9 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

10 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

11 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

12 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

13 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

14 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

15 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

16 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

17 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

18 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

19 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

20 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

21 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

22 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

23 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

24 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

25 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

26 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

27 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

28 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

29 第一項又は第三項の規定により委員会に対し、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りではない。

て化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、ガス工作物（その申請が第百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。）の工事、維持及び運用又は検査に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの。ロ学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの。

ハガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者ニガス主任技術者免状（その申請が第百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、甲種ガス主任技術者免状に限る。）の交付を受けている者

二登録申請者が、ガス事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。イ登録申請者が株式会社である場合にあつては、ガス事業者がその親法人（会社法第五百七十九条第一項に規定する親法人をいいう。以下同じ。）であること。ロ登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいいう。以下同じ。）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が五百七十九条第一項に規定する親法人を行する社員）が、ガス事業者の役員又は権を有する役員）が、ガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第二百二条第一項の登録は、ガス工作物検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

2登録を受けた者が検査を行う事業所の名称（登録の更新）

第一百二十六条 第三百三十三条第一項、第六十九条第一項又は第二百二条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない（登録の更新）

四登録を受けた者が検査を行う事業所の名称及び所在地

第一百二十七条 第三百三十三条第一項、第六十九条第一項又は第二百二条第一項の登録は、前項の登録の更新に準用する（検査の義務）

2前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（一）登録年月日及び登録番号

（二）登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（三）第百二十三条の検査の区分

（四）登録を受けた者が検査を行う事業所の名称及び所在地

第一百二十七条 第三百三十三条第一項、第六十九条第一項又は第二百二条第一項の登録は、前項の登録の更新に準用する。

（一）登録年月日及び登録番号

（二）登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（三）第百二十三条の検査の区分

（四）登録を受けた者が検査を行う事業所の名称及び所在地

第一百二十八条 登録ガス工作物検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。（事業所の変更の届出）

第一百二十九条 登録ガス工作物検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。（業務規程）

第一百三十一条 登録ガス工作物検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとする（業務の休廃止の届出）

2業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

ハ登録申請者（法人にあつては、その代表員又は職員であつた者を含む。）であることをけ出なければならない。（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第一百三十二条 登録ガス工作物検査機関は、登録ガス工作物の業務に関する規程（以下「業務規程」といいう。）を定め、検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（改善命令）

第一百三十三条 経済産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が第百二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録ガス工作物検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

第一百三十四条 経済産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。（登録の取消し等）

2業務規程には、「ガス用品」とは、主として一般消費者等（液化石油ガス法第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。以下同じ。）がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（同条第七項に規定する機械の他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。）である。

第一百三十七条 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等（液化石油ガス法第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。以下同じ。）がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料（同条第七項に規定する機械の他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。）であつて、政令で定めるものをいう。

2この法律において「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であつて、政令で定めるものをいう。

3この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォーム

の透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場合が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用して一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用してガス用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、ガス用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第百五十七条の二において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法によりガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者のガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

4 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

5 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込まれ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第二節 販売及び表示の制限

（販売の制限）

第一百三十八条 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第百四十七条第一項（ガス用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

（承継）

第一百四十一条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相

続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選出したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げ場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を販売し、又は輸入する場合において、経済産業大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

三 第百四十五条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係るガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

（表示の制限）

第一百三十九条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）のガス用品について第百四十七条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、ガス用品に同条第一項の経済産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三節 事業の届出等

（事業の届出）

第一百四十条 ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定めるガス用品の区分（以下単に「ガス用品の区分」という。）に従い、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人

にあつてはその代表者の氏名

三 経済産業省令で定めるガス用品の型式の区分

四 当該ガス用品の設計を行う者であることとその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（ガス用品の輸入の事業を行う者（ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

2 前項の規定により表示が付されているものでない場合は、その旨を公表するものとする。

第一百四十五条 届出事業者は、届出に係る型式のガス用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようになければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用のガス用品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を経済産業大臣に届け出たとき。

2 前項の規定により表示が付されているものでない場合は、その旨を公表するものとする。

（基準適合義務等）

第一百四十六条 届出事業者は、届出に係る型式のガス用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようになればならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 当該特定ガス用品

二 試験用の特定ガス用品及び当該特定ガス用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが前条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は経済産業省令で定める前項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているとき

は、経済産業省令で定めるところにより、その

旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

3

特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係るガス用品が特定ガス用品である場合に、前項の証明書（第一項第二号に係るもの）であつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

（表示）

第一百四十七条 届出事業者（特定輸入事業者である者を除く。）は、その届出に係る型式のガス用品の第百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項（特定ガス用品の場合については、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該ガス用品に経済産業省令で定められた方式による表示を付することができる。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式のガス用品の第百四十五条第一項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該ガス用品に経済産業省令で定められた方式による表示を付することができる。届出事業者（特定ガス用品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第百四十五条第三項後段（特定ガス用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該ガス用品に前項の経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。（改善命令）

（表示の禁止）

第一百四十八条 経済産業大臣は、届出事業者が第百四十五条第一項の規定に違反していると認められる場合には、届出事業者に対し、ガス用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（表示の禁止）

第一百四十九条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式のガス用品に第百四十七条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品（第百四十五条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されたものを除く。）が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないガス用品の属する届出に係る型式	二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第百四十五条第二項又は第百四十六条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式
三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第百四十五条第三項前段又は第百四十六条第三項前段の規定に違反したとき 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式	四 国内管理人が第百四十五条第三項後段又は第百四十六条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係る型式

は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（登録の基準）

第一百五十二条 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件

の全てに適合しているときは、その登録をしないなければならない。この場合において、登録を行なへばならない。この場合において、登録を行なへばならない。

（国内登録ガス用品検査機関）

（適合性検査の義務等）

第一百五十三条 第百四十六条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行なへばならない。この場合において、登録を受けた者に限る。）

（登録の手続）

（登録の手續は、経済産業省令で定める。）

（登録の手續は、絏済産業省令で定める。）

る。この場合において、第百二十四条第二号中「第百三十四条の規定」とあるのは、「第百五十一条第二項において準用する第百三十四条の規定又は第百五六条第一項の規定」と読み替えるものとする。

第五節 国内登録ガス用品検査機関

（適合性検査の義務等）

（登録の手續）

2

2

2

2

2

2

2

（登録の手續）

の業務の全部又は一部を行わせることができる。

3 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第六節 外国登録ガス用品検査機関

(適合性検査の義務等)

第一百五十五条 第百四十六条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録ガス用品検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正當な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第百二十七条第二項、第一百二十八条から第百三十三条まで及び第一百三十五条の規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、同項中「経済産業省令で定める方法により検査」とあるのは、「第一百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合性検査」と、第一百二十八条から第一百三十条まで、第一百三十三条及び第一百三十五条各号」と、同条及び第一百三十三条中「命ずる」とあるのは、「適合性検査」と、第一百三十二条第二項中「ガス事業者」とあるのは、「受検事業者」と、第一百三十二条中「第一百二十九条第一項各号」とあるのは、「第一百五十一条第一項各号」と、同条及び第一百三十三条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第一百五十六条 経済産業大臣は、外国登録ガス用品検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第百五十二条において準用する第一百二十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。二 前条第一項の規定又は同条第一項において準用する第一百二十七条第二項、第一百二十八条规定、第一百二十九条第一項、第一百三十条、第一百三十二条第一項若しくは第一百三十五条の規定に違反したとき。三 正當な理由がないのに前条第二項において準用する第一百三十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第一百三十二条又は第一百三十三条の規定による請求に応じなかつたとき。

五 不正の手段により第一百四十六条第一項の登録を受けたとき。

六 経済産業大臣が、外国登録ガス用品検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 経済産業大臣が必要があると認めて外国登録ガス用品検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所において第百七十二条第四項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録ガス用品検査機関の負担とする。

3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査を行わせることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

第七節 災害防止命令等

(災害防止命令)

第一百五十七条 経済産業大臣は、前各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するため必要な措置がとられることが期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該ガス用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行つて生じた損害のため特に必要があると認めるとときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行つた者が第百三十八条第一項の規定に違反してガス用品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式のガス用品で第一百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(同項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)。

三 取引デジタルプラットフォーム提供者の責務

(登録等の条件)

第一百五十七条の二 取引デジタルプラットフォーム提供者は、ガス用品(その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。)の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならぬ。

(災害防止要請)

第一百五十七条の三 経済産業大臣は、第一百五十七条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するため必要な措置がとられることが期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォーム提供者に対する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該ガス用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(消費機器に関する周知及び調査)

第一百五十九条 ガス小売事業者(一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具(附属装置を含む。以下「消費機器」という。)を使用する者

に對し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に關し必要な事項を周知させなければならない。

2 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。

3 ガス小売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するよ

うにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならぬ。

基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下の条において「法令等違反行為」という。)を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

三 承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

四 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可、認可若しくは承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第十章 雜則

第一百五十八条 登録、変更登録、許可、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可、認可若しくは承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（登録等の条件）

い。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

5 ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者は、その供給に係るガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給に係るガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、速やかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

6 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(保安業務規程)

第百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 ガス小売事業者は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。

4 ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。

5 前各項の規定は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に準用する。

(基準適合命令)

第百六十二条 消費機器の設置又は変更の工事は、その消費機器が第百五十九条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようになければならない。

(基準適合義務)

5 ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者は、その供給に係るガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給に係るガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、速やかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

6 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(保安業務規程)

(ガス事業者間の連携協力)

第百六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(手数料)

第百六十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

一 ガス主任技術者試験を受けようとする者
二 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者
三 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者

四 第二十六条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者

五 第三十四条の二、第七十一条の二、第八十条の二若しくは第百四条の二の認定又はその更新を受けようとする者

六 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣の行う検査を受けようとする者

七 第百五十四条第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者

八 第百三十四条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は検査若しくは適合性検査の業務の停止を命じたとき。

九 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら実行するものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

十 第百四十九条の規定により表示を付すこととを禁止したとき。

十一 第百五十四条第一項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

十二 第百五十四条第二項の規定により経済産業大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

十三 第百五十六条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(公共用の土地の使用)

第百六十五条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十九条第三項の指定をしたとき。

二 第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百二条第一項又は第百四十六条第一項の登録をしたとき。

三 第百十三条の許可をしたとき。

四 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

五 第百二十二条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

六 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

七 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

八 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

九 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

十 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

十一 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

十二 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

十三 第百二十二条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行なったとき。

(土地の立入)

第百六十六条 ガス事業者又は卸ガス事業（ガス小売事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。以下この項において同じ。）を営む者（以下この条において「ガス事業者等」という。）は、そのガス事業又は卸ガス事業の用に供するため、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならぬ。

3 管理者が正当な事由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額

うものとするとき、又は自ら行つていたその試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

が適正でないときは、主務大臣（同項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣をいう。第五項において同じ。）は、ガス事業者等の申請により使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 前三項の規定は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

6 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら実行するものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

7 第百三十四条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は検査若しくは適合性検査の業務の停止を命じたとき。

8 第百三十四条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消し、又は検査若しくは適合性検査の業務の停止を命じたとき。

9 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら実行するものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

10 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら実行するものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

11 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら実行するものとするとき、又は自ら行っていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

12 第百三十六条第一項の規定により経済産業大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

13 第百三十六条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(植物の伐採等)

第百六十七条 ガス事業者は、そのガス事業に供するガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるべきである。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入るときは、経済産業大臣の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

あるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者は、植物の所有者と協議しなければならない。協議が調和ないとき、又は協議することができないときは、経済産業大臣が裁定する。

(損失の補償)

第百六十九条 ガス事業者は、前二条の規定により他人の土地に立ち入り、又は植物を伐採し、若しくは移植したことによつて土地の所有者、植物の所有者その他の関係人の現に受けた損失を補償しなければならない。

2 前項の補償について当事者間に協議が調和ないとき、又は協議することができないときは、当該土地又は障害となつた植物の所在地を管轄する都道府県知事が裁定する。

3 裁定のうち、補償金額について不服のある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

4 前項の訴えにおいては、ガス事業者又は土地の所有者、植物の所有者その他の関係人をもつて被告とする。

(監査の要請)

第百七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第百七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若し

くは販売の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む)に対し、その事業(特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対する、その業務及び当該届出事業者の事業)に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、第五十四条若しくは第五十条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規則の施行に必要な限度において、第五十四条の四第一項に規定する特定関係事業者(ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者」という。)又は第八十条の四第一項に規定する特定関係事業者(ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。)に対し、その事業に關し報告をさせることができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により特別一般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者に關し報告をさせた場合において、ガス供給事業者等、一般ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。)に対し、その事業に關し報告をさせることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機関又は国内登録ガス用品検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査(ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。)に係るものに限る。)又は第四項の規定による立入検査(国内登録ガス用品検査機関に係るものに限る。)を行わせることができる。

7 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

8 機構は、前項の指示に従つて第六項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

9 第六項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に報告をさせることができる。

10 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の提出)

第百七十三条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第六項の規定によつて、その旨を消防長官に通報しなければなら

入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第五十五条若しくは第五十六条の三項に規定する検査又は第一百七十二条第六項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

第百七十四条 経済産業大臣は、第一百五十六条の三項に規定する検査又は第一百七十二条第六項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により高压ガス保安法等の適用除外

第百七十五条 高圧ガス保安法等の適用除外

第二条に規定する高压ガス(同法第三節中高压低炭素水素等ガス(水素等供給等促進法第十二条第一項に規定する高压低炭素水素等ガスをいう。)の製造又は販売のための施設に関する規定並びに水素等供給等促進法第四章第三節中高压低炭素水素等ガス(水素等供給等促進法第十二条第一項に規定する高压低炭素水素等ガスをいう。)の製造の事業及び製造のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

(通報等)

第百七十六条 経済産業大臣は、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者について、第三条の登録をし、第九条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を消防長官に通報しなければならない。

2 経済産業大臣は、第二十一条第一項の経済産業省令(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者に係るもの)

より機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。)の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行つた場合において、その所有者又は占有者に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査を行つたときは、その所有者又は占有者に對し、期限を定めて、これを提出すべきことと命ぜることができる。

2 国(前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第一百八十八条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うことをとされている場合には、都道府県又は市)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に對し補償しなければならない。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ガス工作物検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行つた場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

8 機構は、前項の指示に従つて第六項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

9 第六項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に報告をさせることができる。

10 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(ガス用品の提出)

第百七十七条 経済産業大臣は、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者について、第三条の登録をし、第九条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、その旨を消防長官に通報しなければならない。

2 経済産業大臣は、第二十一条第一項の経済産業省令(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者に係るもの)

より機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。)の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行つた場合において、その所有者又は占有者に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査を行つたときは、その所有者又は占有者に對し、期限を定めて、これを提出すべきことと命ぜることができる。

2 国(前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第一百八十八条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うことをとされている場合には、都道府県又は市)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に對し補償しなければならない。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行つた場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行つた場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行つた場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

8 機構は、前項の指示に従つて第六項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

9 第六項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に報告をさせることができる。

10 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(ガス用品の提出)

第一項中「ガス事業者は、そのガス工作物」とあるのは、「届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定ガス用品」と、「検査」とあるのは、「適合性検査」と、第二項中「第百二十七条の規定」とあるのは、「第百五十三条第一項の規定又は同条第二項において準用する第百二十七条第二項の規定による」である。第三条とあるのは、「第百五十三条第二項において準用する第百三十三条」と、同項中「ガス事業者に」あるのは、「届出事業者に」と読み替えるものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、外国登録ガス用品検査機関の適合性検査に準用する。この場合において、第一項中「ガス事業者は、そのガス工作物」とあるのは、「届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定ガス用品」と、「検査」とあるのは、「適合性検査」と、「命すべき」とあるのは、「請求すべき」と、第二項中「第一百五十五条第二項の規定」とあるのは、「第百五十五条第二項において準用する第百三十三条」と、「命令」とあるのは、「請求」と、同項中「ガス事業者に」とあるのは、「届出事業者に」と読み替えるものとする。
(経過措置)

第六百八十七条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は経済産業省令でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
(都道府県又は市が処理する事務)

第六百八十八条 この法律に規定する経済産業大臣の権限(次条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く)に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第六百八十九条 経済産業大臣は、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第百七十二条第一項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保に関する規定として政令で定める規定に限る)、第百七十二条第二項及び第三項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保に関する規定に係る規定として政令で定める規定による)を含む。)

規定期による権限、ガス事業者に対する第百七十一条第一項の規定による権限(ガスの適正な取引の確保による規定として政令で定める規定に係るものに限る)並びに第百七十二条第二項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百七十七条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第百七十二条第一項の規定による権限(前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く)を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く)の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第六百九十条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第百七十二条第一項から第六项までの規定により行う報告の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(経済産業大臣の指示)

第六百九十二条 ガス事業者に、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。これが併科する。

一 第四十四条第一項の許可を受けないで一般ガス導管事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二 第四十七条第一項又は第七十五条の規定に違反してガスの供給を拒んだとき。

三 第九十六条第一項の規定により行う報告の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

四 第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業を営んだとき。

五 第五十五条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだとき。

規定期に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに限り、災害の拡大を防止するため必要な指示をすることができる。

第一章 罰則

第六百九十三条 ガス工作物を損壊し、その他ガス工作物の機能に障害を与えてガスの供給を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六百九十四条 第三百五十五条の未遂罪は、罰する。

第六百九十五条 第三百五十五条の罰金に相当する場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十六条 第三百五十五条の罰金に相当する場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十七条 第二十八条第二項又は第三百五十五条の規定に違反した場合は、その違反行為をして試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六百九十八条 第三百五十五条の規定による試験機関の停止の命令に違反した場合は、その違反行為をして試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六百九十九条 第二十九条第二項又は第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の二 第三十一条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の三 第三十二条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の四 第三十三条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の五 第三十四条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の六 第三十五条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の七 第三十六条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の八 第三十七条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の九 第三十八条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の十 第三十九条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の十一 第四十一条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

第六百九十九条の十二 第四十二条第二項、第三百五十五条の規定に違反した場合は、当該違反行為をした者は、三百円以下の罰金に処する。

五 第百三十四条(第百五十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査に係る規定と同一の規定による禁止に違反したときは、第百三十九条の規定による表示を付し、又は適合性検査の業務の停止の命令に違反したときは、第百三十九条の規定による部分に該当するものに限る。)並びに第百七十二条第二項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うこととされる事務のうち政令で定めるものに限る。)並びに第百七十二条第二項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うこととされる事務のうち政令で定めるものに限る。)

六 第百三十八条第一項の規定に違反したときは、第百三十九条第一項(第一号に係る部分に該当するものに限る。)の規定による禁止に違反したときは、第百三十九条の規定による命令に違反したときは、第百三十九条の規定による命令に違反したとき。

七 第百三十九条の規定に違反して表示を付したときは、第百三十九条の規定による禁止に違反したときは、第百三十九条の規定による命令に違反したとき。

八 第百四十九条第一項(第一号に係る部分に該当するものに限る。)の規定による命令に違反したときは、第百三十九条の規定による命令に違反したとき。

九 第百五十七条の規定による命令に違反したときは、第百三十九条の規定による部分に該当するものに限る。)

当該各号に定める罰金刑を、その人に対するとして、各本条の罰金刑を科する。

一 第百九十六条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第百九十四条から第二百九十六条（第八号及び第九号に係る部分を除く。）まで又は第二百九十九条から第二百一条まで 各本条の罰金刑

第二百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十三条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項、第八十三条第一項又は第九十五条第一項の規定に違反した者

二 第五十三条第二項、第七十九条第二項又は第九十条第一項若しくは第二項の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

三 第五十九条第二項、第八十三条第二項又は第九十五条第二項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

四 第六十二条の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の過料に處する。

一 第四十一条第二項、第一百四十二条第一項若しくは第二項又は第四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に處する。

二 第百三十五条第一項（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三百三十一条第二項各号（第一百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百六条 第百七十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 则 抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定による。

5 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律（昭和二十四年商工省令、内務省令）第四号（第一条第一項の規定に基き旧瓦斯事業法施行規則（大正十四年商工省令、内務省令）第四十五条の規定の例により交付された甲種免状又は乙種免状は、それぞれこの法律の規定による甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状とみなす。）

附 则 （昭和三五年六月三〇日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 则 （昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 则 （昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 则 （昭和四一年六月三〇日法律第九八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 则 （昭和四五年四月二四日法律第二一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五三年七月三日法律第八五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 （昭和五四年五月一〇日法律第三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五四年五月一〇日法律第三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 改正後の第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて、この法律の施行の際現にその設置又は変更の工事をしているものに関する改正後の第二十七条の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第二十七条の二第一項又は第二項の認可を受けた工事の計画（同項のただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）とあるのは、「ガス事業法の一部を改正する法律

（昭和四十五年法律第十八号）による改正前の第三条又は第八条第一項の許可に係るガス工作物の設置又は変更の工事にあつては同法による改正前の第三条又は第八条第一項の許可、同法による改正後の同項の許可に係るものにあつては同法による改正後の同項の許可を受けたところとする。

（罰則の適用）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第一項の規定により從前の例によることとされる改正後の第二条第三項に規定する簡易ガス事業に相当する事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

附 则 （昭和四五五年一二月二五日法律第一三四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五三年四月二四日法律第二七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五四年五月一〇日法律第二一三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五四年五月一〇日法律第三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 则 （昭和五九年五月一九日法律第二二一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 则 （昭和六〇年一二月二四日法律第一一〇二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（ガス事業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第十二條の規定の施行前に、同条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二第二

<p>項の政令の制定の立案をしようとするときは、ガス事業法第四十八条の規定の例による。</p> <p>第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （平成五年一一月一二日法律第八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行前に法令に基づき審議会（諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置）の施行前に法令に基づき審議会（諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置）の施行前に法令に基づき審議会（諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置）</p>
--	---

<p>その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）</p> <p>第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）</p> <p>第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものをお除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。（政令への委任）</p> <p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。（経過措置）</p>	<p>附 則 （平成九年四月九日法律第三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。</p>
--	---

<p>第十六条 第十九条の規定による改正後のガス事業法第三十九条の二十一第一項及び第二項において準用する液化石油ガス法第八十条の二第二項及び第三項の規定は、第十五条の規定の施行前に事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があった場合におけるその事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。（政令への委任）</p> <p>第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）</p>	<p>附 則 （平成六年六月二十四日法律第四二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（新法）</p>
--	---

<p>第十八条 第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 （平成一一年五月二一日法律第五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
	<p>二 第二条の規定並びに附則第八条から第十一条までの十一第一項の認可を受けたものとみなす。</p>
	<p>三 第二条の規定並びに附則第八条から第十一条までの十一第一項の認可を受けたものとみなす。</p>
	<p>四 旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、当該認可を受けた一般ガス事業者が、第二条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。</p>
	<p>五 一般ガス事業者は、一部施行日から六月間は、新ガス法第二十条ただし書の認可を受けないで、旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件によりガスを供給することができる。</p>
	<p>六 旧ガス法第三十七条の七第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスの料金その他の供給条件は、当該認可を受けた一般ガス事業者が、一部施行日から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業局長の承認を受けたときは、新ガス法第三十七条の六の二（二）ただし書の認可を受けたものとみなす。</p>
	<p>七 簡易ガス事業者は、一部施行日から六月間は、新ガス法第三十七条の六の二（二）ただし書の認可を受けないで、旧ガス法第三十七条第一項において準用する旧ガス法第二十条ただし書の認可を受けたガスを供給することができる。</p>
	<p>八 第二条の規定の施行の際現に旧ガス法第二十二条第一項の認可を受けている供給契約に定められたガスの料金その他の供給条件であって、新ガス法第二十二条第一項の規定が適用される卸供給に係るガスの料金その他の供給条件に該当するものは、同項の規定による届出がなされたガスの料金その他の供給条件とみなす。</p>
	<p>九 第二条の規定の施行の際現にされている旧ガス法第二十二条第一項の規定による供給契約の認可の申請であつて、新ガス法第二十二条第一項の規定が適用される卸供給に係るものは、同項の規定によりしたガスの料金その他の供給条件の届出とみなす。</p>
	<p>10 第二条の規定の施行の際現に旧ガス法第三十七条の十一第一項の認可を受けているガスの料金その他の供給条件であつて、新ガス法第三十七条の十一第一項の規定が適用される卸供給に係る供給規程は、新ガス法第十七条第一項（新ガス法第三十七条の七第一項において準用する）の認可を受けているものとみなす。</p>

2 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧型式事業法第三十九条の十三の規定による型式の承認（附則第六十条第一項若しくは第三项の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認（旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録製造事業者に係るものに限る。）を含む。）に係る移行特定ガス用品の販売又は表示については、第十一条の規定の施行の日から起算して当該移行特定ガス用品に係る附則第六十一条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧ガス事業法第三十九条の十四第六項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から第七条まで、第九条、第十一条、第十八条及び前条に定めるもののはか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九号)
抄 (施行期日)
一 号

（施行期日）
この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一日法律第七号)

それぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれが、その法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとのみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政

第七十一条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第一条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質に対する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十二条、第千三百二十四条の規定

第千三百四十四条の規定

公布の日

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一九年一二月二二日法律第二〇四号）抄

（施行期日）

第六十六条 新ガス事業法第三十九条の二第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十一条の規定の施行前においても、行うことができる。
第六十七条 旧ガス事業法の規定に基づき指定検定機関が行う検定の業務に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。
(処分等の効力)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条から第十九条までの規定は、同日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる相定については、当該規定）の施行前に改正前の

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。））は、政令で定める。

附 則 **（平成一五年六月一八日法律第九二号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条（第五項を除く。）から第五条まで、第九条（第五項を除く。）から第十一条まで、第十五条、第十六条及び第三十九条の規定（公布の日）

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六百十二条の二、第一百七十三条の三、第一百七条の四及び第一百十九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十条（第二条第十二項）を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定（平成十六年四月一日）

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定の施行前に一般ガス事業者は、同条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第三十七条の十第一項に規定する卸供給事業者が旧ガス事業法第二条第十項に規定する卸供給を約した契約については、第二条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、旧ガス事業法第二条第十項、第二十二条及び第三十七条の十一の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

第八条 第二条の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出に係る変更については、なお従前の例による。

第九条 この法律の公布の際に旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者は、平成十六年三月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、第二条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第二十二条第一項に規定する託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、附則第十五条の規定により経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 新ガス事業法第二十二条第四項の規定は、前項の規定による届出に係る託送供給約款について準用する。この場合において、同項中「命ずることができる」とあるのは、「命ずることができる。この場合において、一般ガス事業者は、遅滞なく、その変更の内容を経済産業大臣に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした託送供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、第二条の規定の施行の日にその効力を生ずるものとする。

5 第一項の規定による届出をした託送供給約款は、新ガス事業法第二十二条第一項の規定による届出をした託送供給約款とみなす。

第十条 前条第二項において準用する新ガス事業法第二十二条第四項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、第八条 第二条の規定の施行前に旧ガス事業法第九条第一項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による承認及びこれに関する手続その他の行為は、第二条の規定の施行前に本項の罰金刑を科する。

第十二条 新ガス事業法第二十二条第一項ただし書(第三十七条の人において準用する場合を含む。)の規定による承認及びこれに関する手続その他の行為は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。

2 使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各業者を罰する。

第十三条 第二条の規定の施行前に改正前のそれら新たにガス導管事業となる事業を営んでいる一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第二十二条の第五項のガス導管事業にかかるわらず、当該事業を引き続き當むことができる。

2 前項に規定する一般ガス事業者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、ガス導管事業の用に供している特定導管(新ガス事業法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。)の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

4 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定により新たにガス事業となる事業を営んでいる者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定にかかるわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項に規定する者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 ガス導管事業の用に供している特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

3 前項の届出に準用する。

第十四条 第二条の規定の施行の日前に旧ガス事業法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新ガス事業法又はこれに基づく命令の規定によつてしたものとみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は適用しない。

第十五条 附則第十一條から前条までに定めるもののほか、新ガス事業法第二条第五項のガス導管事業及び同条第六項のガス導管事業者、新ガス事業法第二十三条、第三十七条の七の三及び第三十七条の九の大口供給の届出並びに新ガス事業法二十四条及び第三十七条の七の四(新ガス事業法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の届出に関する経過措置は、政令で定める。

第十六条 (処分等に関する経過措置)

2 第二条の規定によりした処分は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合において、同条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

3 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定により新たにガス事業となる事業を営んでいる者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定にかかるわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

4 第二項の規定によりされた届出は、新ガス事業法第二十二条の五第一項の規定により新たにガス事業となる事業を営んでいる者は、第二条の規定の施行の日から六十日間は、新ガス事業法第三十七条の七の二第一項の規定にかかるわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2 前項に規定する者は、第二条の規定の施行の日から六十日以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 ガス導管事業の用に供している特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力

3 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二十条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置

2 (火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置)

3 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二十二条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七号)

3 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二十三条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置

2 (火薬類取締法等の一部改正に伴う経過措置)

3 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第二十四条 附則第三条の規定による改正前の高圧ガス保安法第七十五条の規定、附則第五条の規定による改正前のガス事業法第四十八条の規定、附則第六条の規定による改正前の電気用品安全法第四十九条の規定又は、それぞれ新法第三十九条第一項の規定による手続を実施したものとみなす。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇
号) 抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七
〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日いすれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七
四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一
〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 第十条(構造改革特別区域法第十
八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自
治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並
び別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律
第九十八号)の項)、都市計画法(昭和四十三
年法律第一百号)の項)、都市再開発法(昭和四
十四年法律第三十八号)の項)、環境基本法
(平成五年法律第九十一号)の項)及び密集中
街地における防災街区の整備の促進に関する
法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項)、
大都市地域における住宅及び住宅地の供
給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法
律第六十七号)の項)、密集市街地における防
災街区の整備の促進に関する法律(平成九年
八、百三十九条の三、百四十二条の二及

法律第四十九号)の項及びマンションの建替
えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律
第七十八号)の項)の改正規定に限る)、第十
七条から第十九条まで、第二十二条(児童福
祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の
十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条
の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十
八及び第二十四条の三十六の改正規定に限
る)、第二十三条から第二十七条まで、第二
十九条から第三十三条まで、第三十四条(社
会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七
一条の改正規定に限る)、第三十五条、第三
十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第
四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の
改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条
(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条
の改正規定に限る)、第三十五条(障害者自
立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規
定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一
項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の
改正規定を除く)、第八十七条から第九十二
条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三
及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第
一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規
定に限る)、第二十二条(道路整備特別措置法
第十八条から第二十一条まで、第二十七条、
第四十九条及び第五十五条の改正規定に限る)
、第五十条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及
び第百三十三条の改正規定に限る)、第二
百一十七条(駐車場法第四条の改
正規定を除く)、第二百七条(道路整備特別措置法
第十八条(景観法第五十七条の改正規定に限
る)、第二百六十条(地域における多様な需要
に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特
別措置法第六条第五項の改正規定(第二項
の改正規定に限る)、第二百六十二条(高齢
者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律第十条、第十二条、第十三条、第三十
六条第二項及び第五十六条の改正規定に限
る)、第二百六十五条(地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四条及
び第二十九条の改正規定に限る)、第二百六
十九条、第二百七十七条(廃棄物の処理及び清掃
に関する法律第二十二条の改正規定に限る)、
第二百七十四条、第二百七十八条、第二百八十二
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る)、及び第二百八十七条(鳥獣
の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
条の改正規定)同法第二十八条第九項の改正
規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」
に改める部分を除く)、同法第二十九条第四
項の改正規定(「第四条第三項」を「第四四

法律第四十九号)の項及びマンションの建替
えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律
第七十八号)の項)の改正規定に限る)、第十
七条から第十九条まで、第二十二条(児童福
祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の
十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条
の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十
八及び第二十四条の三十六の改正規定に限
る)、第二十三条から第二十七条まで、第二
十九条から第三十三条まで、第三十四条(社
会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七
一条の改正規定に限る)、第三十五条、第三
十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第
四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の
改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条
(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条
の改正規定に限る)、第三十五条(障害者自
立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規
定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一
項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の
改正規定を除く)、第八十七条から第九十二
条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三
及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第
一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規
定に限る)、第二十二条(道路整備特別措置法
第十八条(景観法第五十七条の改正規定に限
る)、第二百六十条(地域における多様な需要
に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特
別措置法第六条第五項の改正規定(第二項
の改正規定に限る)、第二百六十二条(高齢
者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律第十条、第十二条、第十三条、第三十
六条第二項及び第五十六条の改正規定に限
る)、第二百六十五条(地域における歴史的風
致の維持及び向上に関する法律第二十四条及
び第二十九条の改正規定に限る)、第二百六
十九条、第二百七十七条(廃棄物の処理及び清掃
に関する法律第二十二条の改正規定に限る)、
第二百七十四条、第二百七十八条、第二百八十二
条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る)、及び第二百八十七条(鳥獣
の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
条の改正規定)同法第二十八条第九項の改正
規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」
に改める部分を除く)、同法第二十九条第四
项の改正規定(「第四条第三項」を「第四四

条」の改正規定に限る)、第二百八十二条
(環境基本法第十六条及び第四十条の二の
改正規定に限る)、及び第二百八十七条(鳥獣
の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五
条の改正規定)同法第二十八条第九項の改正
規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」
に改める部分を除く)、同法第二十九条第四
项の改正規定(「第四条第三項」を「第四四

けた指定旧供給区域等小売供給約款とみなしき第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7 第一項の認可を受けた一般ガス事業者に係る旧供給約款については附則第二十四条第三項の規定は、当該一般ガス事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。(公聴会)

経済産業大臣は、附則第二十四条第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聽かなければならない。

(日簡易ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

第二十八条 みなしガス小売事業者(附則第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる者に限る。以下「日簡易ガスみなしガス小売事業者」という。)は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第三十七条の五第二項第三号の供給地点であつて、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの(以下「指定旧供給地点」という。)における一般的の需要であつて次に掲げるものの以外のもの(次条第二項において「指定旧供給地点需要」という。)に応するガスの供給を保障するためのガスの供給(以下「指定旧供給地点小売供給」という。)を拒んではならない。

一 当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者から交渉により合意した料金その他の供給条件の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第十七条第十二

項の規定により届出がされた料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認定供給地点需要に適合すること。

可を受けている料金その他の供給条件(附則第三十一条及び第三十二条第七項において「旧認可供給条件」という。)であつて、附則第三十一条の承認を受けていないもの

に相当する料金その他の供給条件

二 当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者以外の者から小売供給を受けているもの

附則第三十一条の承認を受けていないもの

に相当する料金その他の供給条件

三 旧供給地点小売供給の計画が確定するときは、当該指定旧供給地点について同項の規定による指定を解除するものとする。

四 旧簡易ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給地点小売供給については、第五号新ガス事業法第十四条及び第十十五条の規定は、適用しない。

3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者についての規定、第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二の規定、第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第七条、第十一条、第十三条から第十五条规定、第十七条第三項から第十項まで、第十八条、第十九条及び第二十六条第一項の規定並びに第五号旧ガス事業法第四十七条の六、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的調査等は、政令で定め

る。

5 経済産業大臣は、第五号施行日前においても、第一項並びに附則第三十六条及び第四十一一条第四項の規定の例により、指定旧供給地点を指定することができる。

6 前項の規定により指定された指定旧供給地点は、第五号施行日において第一項の規定により指定されたものとみなす。

(日簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款)

第三十条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十八条第一項の義務を負う間、指定旧供給地点小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給地点小売供給約款を定め、経済

産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

二 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを明確に定めたものであることは、

三 簡易ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーティーその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可

二 その指定旧供給地点小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三 その指定旧供給地点小売供給の計画が確定であること。

四 指定旧供給地点需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

5 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可(指定旧供給地点の減少に係るもの)を除く。第六項において同じ。)を受けた日から三年以内において経済産業大臣が指定する期間(新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間)内に、その変更に係る指定旧供給地点小売供給を開始しなければならない。

6 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、指定旧供給地点を区分して前項の規定による指定をできる。

7 経済産業大臣は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

8 経済産業大臣は、指定旧供給地点小売供給(第四項の規定により指定旧供給地点を区分して第三項の規定による指定があつたときは、その区分に係る指定旧供給地点小売供給)を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(日簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款)

第三十二条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者(以下この条において単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給約款に関する準備行為を定めるところにより、第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたものとみなす。

(日簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款)

第三十三条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者(以下この条において単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給約款を定め、経済

産業大臣の認可を受けることができる。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを明確に定めたものであることは、

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 簡易ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーティーその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、経

スマーティーその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

6 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受けること。

7 特定の者に對して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

8 第五条の規定の認可を受けた簡易ガス事業者は、経

を受けた指定旧供給地点小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書に規定する料金その他供給条件により指定旧供給地点小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6 第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款は、附則第三十条第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けた料金その他他の供給条件とみなす。

7 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者に係る旧供給約款については附則第三十条第三項の規定は、当該簡易ガス事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる。

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十三条

附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十四条

附則第十九条第二項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十五条

次回の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 附則第十八条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

2 附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十六条第三項又は第三十二条第三項の規定に違反して公表しなかつた者

3 附則第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

4 附則第二十三条第六項又は第二十九条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

5 附則第三十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

6 附則第三十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

7 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる。

2 において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる。

(経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

(経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

(経済産業大臣は、附則第二十二条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

(経済産業大臣は、附則第二十二条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

(経済産業大臣は、附則第二十二条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

(経済産業大臣は、附則第二十二条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

(絏済産業大臣は、附則第二十二条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガス小売事業者に対し、その事業に関する報告をさせることができる)。

事業法」という。第二条第二項に規定するガス小売事業をいう。以下この条及び次条において同じ。一般ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいう。以下この条及び次条において同じ)のいずれも當む者をいう。以下この条において同じ)及びガス製造事業(旧ガス事業法第一条第九項に規定するガス製造事業をいう。以下この条及び次条において同じ)のいずれも當む者をいう。以下この条において同じ)たる法人について分割があつた場合であつて、当該分割により一般ガス導管事業を承継した法人又は当該分割をした法人であつて当該分割の後も引き続き一般ガス導管事業を當むものが当該分割の後にガス小売事業及びガス製造事業(ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。)のいずれも當まない場合において、当該分割によりガス小売事業、一般ガス導管事業又はガス製造事業の全部又は一部を承継した法人(以下この条及び次条において「承継法人」という。)からその事実を証する情報(以下この条において「分割証明情報」という。)の提供を求められたときは、経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、当該承継法人に分割証明情報を提供するものとする。

2 前項の規定により分割証明情報を提供された承継法人が、申請情報と併せて当該分割証明情報を登記所に提供する場合には、不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかるわらず、当該承継法人が当該分割証明情報に係る分割により表題部所有者から所有権を取得した不動産(区分建物を除く。)について所有権の保存の登記を申請することができる。

3 前二項の規定は、特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。次条において同じ。)及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも當む法人の分割に準用する。この場合において、第一項中「一般ガス導管事業を承継した」とあるのは、「特定ガス導管事業(旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下この項において同じ。)を承継した」と読み替えるものとする。

(ガス事業に係る兼業者たる法人の分割に関する特例措置)

4 第四十七条 第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間ににおいて、兼業者(ガス小売事業(第六条の規定による改正前のガス事業法(以下この条において「旧ガス

ガス製造事業のいずれも當むものを含み、その

一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の用に供

供する導管の総体としての規模が政令で定める

規模以上であることその他の要件に

該当するものに限る。以下この条において同

じ。)について分割があつた場合において、承

継法人(前条第三項において読み替えて準用す

る同条第一項に規定する承継法人を含む。)が

該当するものに限り、登録免許税を課さな

い。

5 政府は、第五条及び第六条の規定によ

る改正後のガス事業法の施行の状況並びにガ

ス事業に係る制度の抜本的な改革の実施に

基づく施策の実施の状況及びガ

スの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準

その他のガス事業を取り巻く状況について検証

を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があ

ると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、第六条の規定による改正後のガス事

業法の施行に当たつては、液化天然ガスの調達

並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

附 則 (平成二十八年六月三日法律第五九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、政令で定める。

(政令への委任) 第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一二日法律第四九号) 抄

(施行期日) この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。)、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条规定、同法第二十九条第九号の改正規定及び同法第二十条第四号の改正規定、第五条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定(第六十六条の十二)を「第六十六条の十一」に改められた部分に限る。)及び同法附則第二十三条规定(施行期日) を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定(施行期日) 公布の日

二 第三条中ガス事業法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百七十七条第一項第四号の改正規定(施行期日) 公布の日から起算して三年月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年一一月一八日法律第八〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十四条の規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二百零六号の改正規定(「第四十一条第一項」を「第四十二条」に改める部分に限る。)及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後のガス事業法(以下この条において「新ガス事業法」という。)の施行による改正前のガス事業法(以下この項において行われる新ガス事業法第百四十条の規定による届出及び当該届出に係る新ガス事業法第百四十二条第一項の規定による届出に係る事項について適用し、施行日前に行われた第二条の規定による改正前のガス事業法(以下この項において「旧ガス事業法」という。)第百四十条の規定による届出及び当該届出に係る旧ガス事業法第百四十二条又は新ガス事業法第百四十二条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。)の規定による届出及び当該届出に係る旧ガス事業法第百四十二条第一項の規定による届出に係る事項について適用する。ただし、新ガス事業法第百四十四条第一項の規定による届出に係る事項についての情報の提供については、なお従前の例による。)(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置(罰則に関する経過措置)の適用については、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 附則(平成二十八年六月三日法律第五九号)抄

(施行期日) この法律は、施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置(罰則に関する経過措置)